

理 由 書

本区域における実現すべき住宅市街地のあり方、良好な住宅市街地の整備又は開発の方針を定め、さらに、既存の低・未利用地及び住宅密集市街地等、その地域特性に応じて良好な住宅市街地として計画的に整備又は開発すべき相当規模の地区について、地区の整備又は開発の目標、用途、密度に関する基本方針等を定めることにより、良好な居住環境の整備、誘導を図るため、本案のとおり変更するものです。

小田急相模原駅前地区については、当該地で計画されている市街地の再開発に合わせて、商業・公共公益施設及び都市型住宅の整備を図る必要があることから、重点地区の名称を変更し、区域を拡大するものです。